

---

## 多文化主義における新しい権利論の批判的再検討 a New Direction in a Theory of Multiculturalism: a Critical Reexamination

---

M21助人15

代表研究者 河村 真実 神戸大学 大学院法学研究科 助手  
Mami Kawamura Research Associate, Graduate School of Law, Kobe University

As the types of cultural groups have become diverse globally, the political issue of domestic cultural groups has become more important. In political theory, most major multiculturalists like Will Kymlicka have argued that cultural rights are granted only to those who have formal citizenship, such as national minorities or formal immigrants. However, cultural rights of temporary workers or refugees are controversial because these populations are growing. The issue of cultural rights has been discussed from many perspectives, such as liberalism, nationalism, and communitarianism. This study has attempted to seek an alternative multicultural theory that references Alan Patten's work, which requires states to provide positive protections equally to all cultural groups.

This study begins by outlining Patten's Equal Recognition theory. Patten assumes that cultural groups that share a socialization process and are more loosely connected should enjoy cultural rights. He also argues that positive cultural protection should be consistent with the liberal requirement of neutrality if the state provides cultural protection policies to all cultural groups equally. Presenting a new notion of neutrality, Patten shows that the problems faced by existing liberal multiculturalism can be solved. This study argues that Patten can guarantee stronger cultural protections to wider cultural groups, including temporary workers and refugees, than most existing theorists like Kymlicka believe.

This study continues to examine the possible criticisms of equal recognition and responses to them. For example, David Miller points out that protections of all cultural groups will lead to state fragmentation. Anne Phillips notes that multicultural theory considers the human rights of internal minorities within cultural groups less seriously, which may encourage violence and oppressive actions against these groups. This study considers how the new theory presented by Patten can contribute to liberal multiculturalism by responding these criticisms.

### 研究目的

本研究の目的は、近年、アラン・パッテンにより提示された新しい権利論の批判的検討を通じて、リベラルな多文化主義の今日的擁護可能性を示すことである。

冷戦終結以降、北米の先住民運動等に見ら

れるように、文化をめぐる対立は世界各国で顕在化し始め、近年では欧州の難民危機のように、新たな問題も発生している。こうした背景から、政治理論においては、20世紀末以降、文化的少数派の権利保障をめぐる大規模な論争が生じた。とくに、1980年代末、ウィル・キムリッカが提示した理論においては、文化と

個人の自由が不可分の関係とみなされ、消滅危機にある先住民や永住希望の移民等の文化保護を目的とする集合的権利の正当性が示された。こうしたキムリッカの理論は、リベラルな多文化主義において長年、通説的地位を占めてきたが、近年論争となっている一時労働者や難民の権利について、ほとんど言及しない。

これに対し、2010年代に入り、パッテンが提示した「平等な承認」論という新しい権利論においては、権利主体の拡大が試みられ、一時労働者や難民等も保護対象とみなされるようになった。平等な承認論は、これまでの多文化主義の限界を打破しうる有力な説として注目されるが、様々な批判も想定される。そこで、本研究では、パッテンの平等な承認論に対して想定される批判を検討した上で、今日の社会における多文化主義の擁護可能性を示した。

## 概 要

本研究では、リベラルな多文化主義の理論的変遷とその全体像を把握した上で、近年しばしば論争となる一時労働者や難民に文化保護の対象を拡大する、パッテンの新しい権利論の批判的考察を行った。

まず、リベラルな多文化主義の代表的論者であるキムリッカとパッテンの比較を通して、パッテンの新しい権利論の意義について考察した。キムリッカは、文化を個人の自由と不可分の関係とみなし、消滅危機にある先住民や永住希望の移民など少数派の文化保護を主張した。キムリッカの理論に対しては、様々な問題が指摘されつつも、文化概念の根本的刷新には至らず、一時労働者や難民の権利については、近年論争になっているにもかかわらず、明確な応答を示すことができなかった。

そこで、本研究では、近年パッテンにより提示された新しい権利論、すなわち「平等な承認」

論に着目した。パッテンの主張は、次のように要約することが可能である。

第一に、パッテンは、キムリッカの提示した文化概念が、確固たる制度を自覚的に共有する先住民や永住希望の移民のみを保護対象とする本質主義的な概念であることを批判し、社会化・自我形成過程を共有し無意識的に緩やかに団結する新しい文化概念を提示した。この新たな文化集団の定義により、一時労働者や難民等をも保護対象に含めることが可能となった。

第二に、パッテンは、既存の多文化主義理論において、リベラリズムの根本的原理の一つである中立性原則が安易に放棄されていることを批判し、あらゆる文化集団を平等に扱うことを目指す「処遇の中立性」という新たな中立性概念を提示した。

本研究では、こうした平等な承認論が、いかにしてリベラルな多文化主義理論の問題点を克服するかについて、キムリッカとパッテンの比較を通して明らかにした。

次に、パッテンによる平等な承認論に対する批判と、それに対する応答可能性を検討した。本研究で取り上げた第一の批判は、保護対象の拡大をめぐる批判である。平等な承認論は、一時労働者や難民に対する文化保護をも要求するが、その必要性については批判も向けられうる。たとえば、デイヴィッド・ミラーに代表されるナショナリズムの立場からは、文化保護対象を拡大し、より多様な文化を保護する平等な承認論が社会の分断を招くという批判が向けられうる。そこで、本研究では、ミラーら多文化主義の批判者の議論を考察することにより、リベラルな多文化主義における権利主体をめぐる論争構造を解明した。

第二の批判は、文化保護政策の実施過程をめぐる批判である。平等な承認論に対しては、

国家が文化を保護する過程で個人の自由を侵害する危険性も指摘されうる。たとえば、アン・フィリップスは、国家が少数派文化を保護することにより、児童婚や一夫多妻制など抑圧的な制度や慣習を含む文化が国家による保護を受ける場合、文化保護が女性や子ども等の内部少数派への抑圧行為を助長する可能性を懸念する。そこで、本研究では、フィリップスに代表されるフェミニズムの観点からの批判を検討し、抑圧的文化への対応策等を比較軸として、多文化主義をめぐる論争構造を解明した。

最後に、本研究では、こうした批判に対する平等な承認論からの反批判を考察した。まず、第一の批判に対しては、平等な承認論を用いれば、社会統合と少数派文化の保護が両立可能であることを主張し、反批判を試みた。第二の批判に対しては、パッテンの提示する新しい中立性概念においては、抑圧的な文化を保障の対象外とすることを主張し、内部少数派問題の克服を試みた。これらの考察を踏まえ、リベラルな多文化主義が、今日の社会において、擁護可能であることを示した。

－以下割愛－